

令和元年(2019年)10月2日
健康福祉部 子ども家庭局 子ども政策課

県下初！ひとり親家庭の経済的支援のため 不払い養育費の立替・経費助成制度を創設

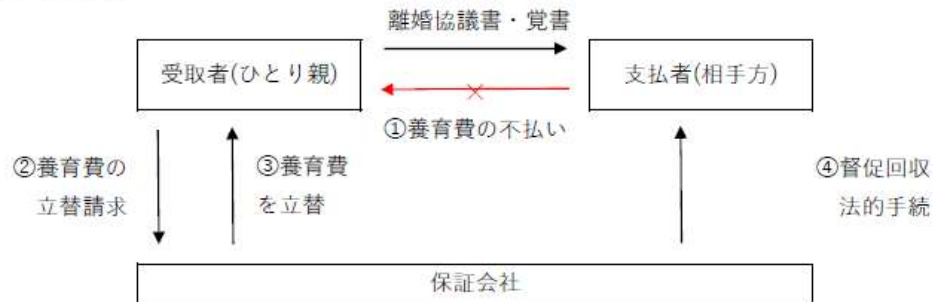
■趣旨・目的

市では、養育費の不払いがひとり親世帯の生活困窮の一因になっていることへの対策として、県下で初めて、公正証書や調停調書等で離婚相手と養育費の取り決めがある人を対象に、養育費保証契約をするために保証会社へ支払う保証料の初年度分相当額を助成します。また養育費などを取り決める公正証書等の作成に係る諸費用も助成します。

市では県内で初の取り組みとして、これにより、「養育費確保の手立てを知ってもらう」こと、「養育費の支払いは親としての義務である」ことの周知を図り、子どもの貧困対策の一助とします。

■内容

養育費の保証契約



※市は保証会社に支払われた初回保証料を助成します。

■対象者

- ・児童扶養手当の支給を受けているか又は、同様の所得水準にある人
- ・過去に同補助金の受給をしたことのない人

■補助金額

- ・養育費保証料(初年度分のみ) 上限5万円
- ・公正証書等作成に係る諸費用 上限3万円

■問い合わせ

担当課名:健康福祉部 子ども家庭局 子ども政策課 児童福祉係

担当者名:井上

(直通)0748-69-6123 17時15分以降は、0748-72-1290

(FAX)0748-72-3788



〒520-3288

滋賀県湖南市中央一丁目1番地

湖南市役所 秘書広報課

TEL 0748-71-2314 FAX 0748-72-1467